



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 2 5 号 令和 7 年 5 月 9 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 6 5	令和 7 年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	防災対策推進課
2 6 6	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	サステナブル社会推進課
2 6 7	同	同
2 6 8	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
2 6 9	同	同
2 7 0	狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を実施する件	鳥獣対策・里山振興課
2 7 1	道路の区域を変更する件	高規格道路課
2 7 2	道路の供用を開始する件	同
2 7 3	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
2 7 4	都市計画を変更しようとする件	都市計画課 まちづくり室

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第二百六十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和七年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第一回	令和七年五月二十七日（火曜日）まで	令和七年六月三日（火曜日）又は四日（水曜日）のいずれか一日 予備日 令和七年六月五日（木曜日）	筆記試験及び適性検査
		令和七年六月七日（土曜日）	口述試験及び身体検査

備考

1 筆記試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

2 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第一回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和八年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第二百六十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
動物愛護管理センターほか四施設で使用する再生可能エネルギー電力（PPA方式）
調達期間における予定使用電力量の合計 九、三一、六〇〇キロワットアワー
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県生活環境部サステナブル社会推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和七年三月二十四日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
大和リース株式会社
大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
- 五 契約金額
 - 1 基本料金 設定しない。
 - 2 太陽光発電電力使用単価（一キロワットアワー当たり）
 - (一) 徳島県動物愛護管理センター 二十四円五十三銭
 - (二) 徳島県立あすたむらんど 二十一円九十三銭
 - (三) 徳島県立徳島北高等学校 二十一円九十五銭
 - (四) 徳島県立つるぎ高等学校 二十一円九十五銭
 - (五) 徳島県立池田支援学校美馬分校及び徳島県発達障がい者総合支援センター美馬庁舎 二十一円九十五銭
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第二百六十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
自治研修センターほか三施設で使用する再生可能エネルギー電力（PPA方式）
調達期間における予定使用電力量の合計 一、三二二、一四 キロワットアワー
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県生活環境部サステナブル社会推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和七年三月二十四日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
大和リース株式会社
大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
- 五 契約金額
 - 1 基本料金 設定しない。
 - 2 太陽光発電電力使用単価（一キロワットアワー当たり）
 - (一) 徳島県自治研修センター 十六円四十六銭
 - (二) 徳島県立徳島商業高等学校 十六円四十六銭
 - (三) 徳島県立小松島高等学校 十六円四十六銭
 - (四) 徳島県立城ノ内中等教育学校 十六円四十六銭
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ国府店A敷地

徳島市国府町観音寺字矢三田六〇三番地一ほか

- 二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第五百九十四号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつ

た件）

- 三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

駐車場の用に供する部分については、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

- 2 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。
全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

- 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。
古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

- 4 騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。

周辺住民の間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。

- 5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。
分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

- 6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

建築物の屋根及び外壁並びに屋外広告物の意匠及び形態は、周辺の景観に配慮したものとし、色彩は、親しみやすく落ち着いた色調とすること。

地区周辺の既存住宅地や隣接する市街化調整区域との連続性に配慮した建築物等を誘導すること。

周辺の農用地や住宅地等との調和を保つこと。

国府町観音寺地区地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全に関する方針並びに地区整備計画を遵守すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年五月九日から同年六月九日まで

徳島県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ国府店B敷地

徳島市国府町観音寺字式反田六二四番地一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第五百九十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

駐車場の用に供する部分については、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。
全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。

周辺住民の間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。
分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

建築物の屋根及び外壁並びに屋外広告物の意匠及び形態は、周辺の景観に配慮したものとし、色彩は、親しみやすく落ち着いた色調とすること。

地区周辺の既存住宅地や隣接する市街化調整区域との連続性に配慮した建築物等を誘導すること。

周辺の農用地や住宅地等との調和を保つこと。

国府町観音寺地区地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全に関する方針並びに地区整備計画を遵守すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年五月九日から同年六月九日まで

徳島県告示第二百七十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 適性検査及び講習の対象者

令和四年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査及び講習の日時及び場所

会場名	日 時	場 所
東部会場	第一回 令和七年七月八日（火曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一 六七 徳島県徳島合同庁舎東会議棟
	第二回 同 午後一時から	同
	第三回 同 午後一時から	同
	第四回 同 午後一時から	吉野川市川島町宮島七三六 一 徳島県吉野川合同庁舎大会議室
	第五回 同 午後一時から	徳島市新蔵町一 六七 徳島県徳島合同庁舎東会議棟
南部会場	第一回 同 七月十日（木曜日） 午後一時から	海部郡美波町奥河内字弁才天一七 一 徳島県南部総合県民局美波庁舎
	第二回 同 午後一時から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎
	第三回 同 午後一時から	同
	第四回 同 午後一時から	那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四 一 那賀町地域交流センター
	第五回 同 午後一時から	海部郡海陽町大里字上中須二二八 海陽町役場海南庁舎
西部会場	第一回 同 十六日（水曜日） 午後一時三十分から	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第二回 同 二十四日（木曜日） 午後一時三十分から	三好市池田町マチ二五五一 一 三好市池田総合体育館
	第三回 同 三十日（水曜日） 午後一時三十分から	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎

三 狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適性検査及び講習の日の十日前まで

四 狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
東部会場で適性検査及び講習を受けようとする者	徳島市新蔵町一 六七 徳島県東部農林水産局
南部会場で適性検査及び講習を受けようとする者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
西部会場で適性検査及び講習を受けようとする者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

205		整理 番号
西黒田府中		路線名
同	同 徳島市国府町東黒田字桜ノ本一七番一地从先から 七三番一地从先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
三・九〇二二・八	三・九〇二一・八	敷 地の 幅 員 (メートル)
二二一・五	二二一・五	延 長 (メートル)

徳島県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
4 1	徳島北灘	鳴門市北灘町折野字川筋四九 番一地从先から 同 番一地从先まで 三三三	一一〇・〇	令和七年五月九日

徳島県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
小松島市和田津開町字北三九九番の一部	徳島市川内町平石流通団地六三番地	東海運株式会社
板野郡松茂町満穂字満穂開拓一四七番一から一四七番三まで、一四八番及び一四九番	板野郡松茂町満穂字満穂開拓一一九番地の一	赤松化成工業株式会社
同 北島町新喜来字南古田九五番一二、九五番一四及び九六番一	同 北島町江尻字妙蛇池三三番地一	幸和ホーム株式会社
同 藍住町東中富字長江傍示一〇番八及び七二番二並びに一〇番一、七二番一及び七二番四の各一部	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	ダイレックス株式会社
同 勝瑞字成長一二一番から一二三番まで、一二四番一四、一四六番七及び一四六番一七並びに一二三番地先町有地	板野郡藍住町笠木字中野一八二番地一一	小堀住建有限会社
同 字幸島五八番一、五八番二、五九番、六一番から六四番まで、八一番三、八二番一、八二番二、八三番八、九四番及び九五番並びに六二番から六四番まで、八二番一、九四番及び九五番各地先町有地	勝浦郡勝浦町大字三溪字平山四五番地	有限会社三溪商事
同 板野町川端字島中須三番二から三番四まで、七番一、七番二、八番一、一〇番一、一〇番二、一一番一、一一番二、一一番三、一一番一、一二番三、一三番、一七番一及び一七番二	福岡市東区多の津一丁目一二番二号	株式会社トライアルカンパニー

徳島県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
<p>徳島東部都市計画道路一・三・二号 阿南鳴門線</p>	<p>一 追加する部分 なし</p> <p>二 削除する部分 なし</p> <p>三 変更する部分 阿南市福井町小野、大坂、鉦打、馬路、阿部谷、中連、土佐谷、長野及び吉谷、新野町妙見前、長里、城田、宮前及び東山、橘町家の前、六反地、大坪、鵠及び中尾、桑野町長崎、蛭地及び井ノ原、内原町竹ノ内口、竹ノ内、花折、桜木、青木、筒崎、深田、中分及び柳橋、長生町下小原、岩ノ下、北浦、西山、岡田、柳木谷、タイトウ尻、豊田、東天満、山脇、ゴアイ田、三反地、下七反、八十田、三倉中沢、東高座、上平野、三蔵、張及び宮内並びに下大野町羽坂、五反畑及び渡り上りの各地内</p>

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び高規格道路課並びに阿南市都市整備部都市政策課及び建設部広域連携事業課

三 縦覧期間

令和七年五月九日（金曜日）から同月二十三日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月九日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一 三）の一部を次のように改正する。

別表第一神山町の町長部局の項中「総務課課長補佐」を「総務危機管理課長補佐」に改め、同表海陽町の保育所の項を削り、同町の幼稚園の項を次のように改める。

認定こども園	園長 主幹教諭
--------	---------

別表第一松茂町の教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、同町の環境センターの項中「所長 主幹」を「所長」に改め、同表東みよし町の保育所の項を次のように改める。

認定こども園	園長
--------	----

別表第一東みよし町の幼稚園の項を削る。

別表第二海部郡衛生処理事務組合の項中「課長」を「次長 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。